

第4次広島県食育推進計画

令和6年（2024年）3月

広島県

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の役割	2
5 他の県計画との関係	2
6 市町の食育推進計画との関係	2
第2章 食をめぐる現状と課題	3
1 これまでの取組	3
2 現状と課題	4
第3章 食育推進に関する施策についての基本的な方針	9
1 基本理念	9
2 目指す姿	9
3 目指す姿・施策体系	10
4 重点的に取り組むべき事項	10
第4章 食育推進の目標	12
1 広島県の食育推進にあたっての重点目標等	12
2 重点目標以外の指標及び目標値	14
第5章 食育推進の基本的施策	16
1 健康寿命につながる健全な食生活の獲得、実践	16
2 子供や若者たちの健やかな食生活の実践	21
3 食に関する学びと体験を通じた環境への理解、取組の推進	25
4 伝統文化や地域の特性を活かした食生活への理解促進	27
5 県民一人一人の食育の実践につながる社会環境の整備	29
第6章 ライフステージに応じた食育の推進	31
第7章 計画の推進にあたって	33
1 市町との協働・連携	33
2 県民及び食育関係者等との協働・連携	33
3 庁内関連部局との連携	33
4 調査・分析の実施	33
5 食育推進功労者の表彰	33
6 推進体制の強化と計画の進行管理	33
7 人材育成	34
8 計画の見直し	34

資料編

用語解説	36
参考資料	43
第4次広島県食育推進計画の作成体制	43
第4次広島県食育推進計画の作成経緯	43
広島県食育推進会議委員名簿	44
広島県食育基本条例	45

用語解説に記載している用語については、本文中に最初に出てくる箇所の当該用語の右肩に、*1、*2、…を付しています。

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県では、「食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成を目指し、県民、関係団体及び事業者等の協働・連携により展開すること」を基本理念とし、広島県食育推進計画（平成20（2008）年度～24（2012）年度）、広島県食育推進計画（第2次）（平成25（2013）年度～平成29（2017）年度）及び第3次広島県食育推進計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）を策定し、16年にわたり、食育の周知及び実践の推進に取り組んできました。

その結果、1日の食塩摂取量^{*1}は減少傾向に、県産農産物を意識して購入している人の割合は増加、市町食育推進計画はすべての市町で策定されるなど、一定の成果を挙げている項目もありますが、1日の野菜摂取量は目標に約100g不足し、若い世代（20～30歳代）では、朝食を欠食する人の割合が依然として高く、20歳代女性のやせの者の割合が増加するなど、実践状況が十分でないことが明らかになりました。

一方、国においては、令和3（2021）年3月、「第4次食育推進基本計画」を策定し、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」の3点について、重点事項として取り組むこととしています。

今回の本県の第4次計画策定にあたっては、これまでの取組の成果や社会情勢の変化を踏まえ、第3次計画に引き続き「健康寿命の延伸につながる食育の推進」を掲げ、特に女性の健康づくりに焦点を当てて取組を強化し、あらゆるライフステージ^{*2}の県民が、食に関する適切な知識に基づく食生活を実践することにより、心身ともに健やかな生活を実現することに取り組んでいくこととします。

2 計画の法的位置づけ

この計画は、次の計画として位置づけます。

- 食育基本法（平成17（2005）年法律第63号）第17条の規定に基づき都道府県が作成するよう努めなければならないとされている食育の推進に関する施策についての計画
- 広島県食育基本条例（平成18（2006）年条例第56号）第11条の規定に基づく広島県食育推進計画

食育基本法

第17条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあつては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

広島県食育基本条例

第11条 広島県食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、食育基本法第17条第1項の規定に基づき、広島県食育推進計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 か年とします。

4 計画の役割

- (1) 県民の食育を推進するための基本方針となります。
- (2) 県、市町、企業、関係機関・団体等が食育を推進する役割分担の指針となります。
- (3) 家庭、職場、保育所、幼稚園、学校、地域等が食育を推進するための共通目標となります。

5 他の県計画との関係

この計画は、広島県健康増進計画「健康ひろしま 2 1」*³、広島県歯と口腔の健康づくり推進計画*⁴、広島県地産地消*⁵促進計画*⁶、広島県食品の安全に関する基本方針及び推進プラン*⁷等の関連計画と調和を図りながら推進する計画となります。

6 市町の食育推進計画との関係

市町は、食育基本法第 18 条第 1 項の規定に基づき、広島県食育推進計画を基本として、市町食育推進計画を作成するよう努める必要があります。

食育基本法

第 18 条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

「食育」とは？

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものです。
- 様々な体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

第2章 食をめぐる現状と課題

1 これまでの取組

本県では、広島県食育基本条例に基づき、平成20（2008）年3月に「広島県食育推進計画」を、平成25（2013）年3月に「広島県食育推進計画（第2次）」を、平成30（2018）年に「第3次広島県食育推進計画」を策定し、食に関する他計画と連携を図りながら、市町、関係機関・団体等様々な主体とともに食育を推進してきました。

（1）食育推進の県民運動の展開

「広島県食育推進会議」を本県の食育推進の中核組織とし、関係機関・団体との連携により、総合的かつ計画的に食育を推進してきました。

具体的には、平成25（2013）年度には、第8回食育推進全国大会を開催して県民の食育への理解や参加を促進したほか、「ひろしま食育・健康づくり実行委員会^{*8}」において、「ひろしま食育の日^{*9}」及び当該日の属する「ひろしま食育ウィーク」を中心とした普及啓発、食育に関するコンクール等の開催などを行ってきました。また、関係機関・団体においても、各種のイベント等を通して、食育の推進に取り組んできたほか、二次保健医療圏域^{*10}においては、食育ネットワークを構築し、市町食育推進計画の策定及び計画に基づく推進を支援してきました。

（2）生活習慣病^{*11}の予防及び改善につながる食育の推進

すべての県民が、生活習慣病の予防及び改善につながる食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるよう、市町、関係機関・団体、事業者等がそれぞれの立場において普及啓発及び実践の支援等を行ってきました。

また、保健所では、給食施設指導を通して保育所、学校、職場、福祉施設等における喫食者への食育の推進に必要な支援を行うとともに、健全な食生活の実践を支援する「健康生活応援店^{*12}」の認証数の増加や利用促進に向けた普及啓発を行ってきました。

（3）家庭における共食を通じた子供への食育の推進

子供たちが食の楽しさを実感し、食事のマナーなど食に関する基礎的な習慣を習得できるよう、家族で食卓を囲む共食の機会を増やす働きかけを、ひろしま食育・健康づくり実行委員会において作成・配布した「ひろしま食育チャレンジカード^{*13}」や「けんこうチャレンジ^{*14}」など関係団体等と連携した取組等を通して行ってきました。

（4）関係者の連携による体験等を通じた食育の推進

すべての県民、とりわけ子供たちが様々な体験等を通じて、食に関する感謝の気持ちや食への理解を深めるため、保育所、幼稚園、学校等では、家庭や地域、関係機関・団体、事業者等と連携して、食に関する授業、給食試食会、農作物の栽培や調理等の体験的な活動に取り組んできました。

(5) 地産地消の推進と食文化の継承

ひろしま食育・健康づくり実行委員会において、「ひろしま県の味料理集（平成 21（2009）年度）^{*15}」の発行や「伝えよう ひろしまの味コンテスト（平成 25（2013）年度）^{*16}」、農林水産省の主催による「うちの郷土料理^{*17} 選定委員会（令和 3（2021）年度）」の開催により、郷土料理や伝統料理の普及啓発を行ってきました。

また、ひろしまの農林水産物への理解や利用を促進するため、ひろしまフードフェスティバルの開催等による都市と農山漁村の交流促進や、広島県産応援登録制度^{*18}、地産地消ファンクラブ^{*19}による情報発信、野菜摂取を呼びかける実践的啓発活動「ベジフルチャレンジ^{*20}」等に取り組んできました。

2 現状と課題

(1) 第3次広島県食育推進計画で設定した目標の達成状況

第3次広島県食育推進計画（平成 30（2018）年 3 月策定）で設定した目標の達成状況は、表 1-1、2 のとおりです。

表 1-1、2 第3次広島県食育推進計画の目標項目の達成状況

1 重点目標

指標	対象	策定時数値	直近値	達成状況	目標値
1 日の食塩摂取量の減少	成人	10.0 g (平成 28 年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	9.7 g (令和元年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	△	8 g 以下
1 日の野菜摂取量の増加	成人	273 g (平成 28 年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	252 g (令和元年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	×	350 g 以上
毎日朝食を食べる県民の割合の増加 ※「毎日食べる」以外の割合 ※（ ）内は「毎日食べる」「週 2～3 回は食べない」以外	20 歳代 男性	61.0% (69.1%) (平成 29 年度広島県県民健康意識調査)	61.4% (70.4%) (令和 5 年度広島県県民健康意識調査)	△	85%以上
	20 歳代 女性	56.8% (72.7%) (平成 29 年度広島県県民健康意識調査)	53.5% (68.3%) (令和 5 年度広島県県民健康意識調査)	×	
	30 歳代 男性	68.6% (80.3%) (平成 29 年度広島県県民健康意識調査)	68.0% (81.0%) (令和 5 年度広島県県民健康意識調査)	×	

2 重点目標以外の指標

指標	対象	策定時数値	直近値	達成状況	目標値
適正体重 ^{*21} を維持している人の割合の増加 (肥満〔BMI 25 以上〕、やせ〔BMI 18.5 未満〕の減少)	20～60 歳代男性の肥満者	32.2% (平成 29 年度広島県県民健康意識調査)	28.5% (令和 5 年度広島県県民健康意識調査)	△	26%以下
	40～60 歳代女性の肥満者	14.3% (平成 29 年度広島県県民健康意識調査)	18.0% (令和 5 年度広島県県民健康意識調査)	×	11%以下
	20 歳代女性のやせの者	10.9% (平成 29 年度広島県県民健康意識調査)	25.2% (令和 5 年度広島県県民健康意識調査)	×	8%以下
1 日の食塩摂取量が 8 g 以下の人の割合の増加	成人	38.9% (平成 28 年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	34.7% (令和元年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	×	45%以上

指標	対象	策定時数値	直近値	達成状況	目標値
1日の脂肪エネルギー比率 ^{*22} の減少	20～40歳	29.2% (平成28年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	31.0% (令和元年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	×	25%以下
1日の脂肪エネルギー比率が目標量の範囲内にある人の割合の増加	成人	52.5% (平成28年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	43.2% (令和元年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	×	55%以上
内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム) ^{*23} の予防や改善のために、適切な食事、運動等を継続的に実践している人の割合の増加	成人	29.6% (平成29年度広島県県民健康意識調査)	—	—	50%以上
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合の増加	成人	60.0% (平成29年度広島県県民健康意識調査)	54.8% (令和5年度広島県県民健康意識調査)	×	80%以上
よくかんで味わって食べるなどの食べ方に関心のある人の割合の増加	成人	53.2% (平成29年度広島県県民健康意識調査)	—	—	80%以上
低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制	65歳以上	20.3% (平成28年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	16.3% (令和元年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	○	22%
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合の増加	週平均	8.9回 (平成29年度広島県県民健康意識調査)	12.4回 (令和5年度広島県県民健康意識調査)	○	11回以上
肥満傾向にある子供の割合の減少	10歳 (小学5年生)	7.2% (平成29年度学校保健統計調査結果)	12.4% (令和4年度学校保健統計調査結果)	×	7.0% (令和6年度)
栄養バランスのとれた食事に関心をもっている子供の割合の増加	子供	93.8% (平成28年度広島県「食に関する実態調査」)	96.2% (令和3年度広島県「食に関する実態調査」)	○	現状値以上
食育に関心を持っている人の割合の増加	成人	64.3% (平成29年度広島県県民健康意識調査)	71.2% (令和5年度広島県県民健康意識調査)	△	90%以上
農林漁業体験を経験した人の割合の増加	成人	22.7% (平成29年度広島県県民健康意識調査)	21.7% (令和5年度広島県県民健康意識調査)	×	30%以上
県産農産物を意識して購入している人の割合の増加	成人	53.9% (平成28年度地産地消アンケート結果)	93.0% (令和4年度地産地消アンケート結果)	○	70%以上
健康生活応援店(食生活応援店)の認証数の増加	飲食店等	515店舗 (平成28年度広島県まとめ)	706店舗 (令和5年度広島県まとめ)	△	800店舗
食育の推進に関わるボランティアの数の増加	食生活改善推進員 ^{*24}	1,724人 (平成29年度広島県まとめ)	1,222人 (令和5年度広島県まとめ)	×	3,800人以上
	食生活改善推進員以外	1,713人 (平成28年度農林水産省調査)	1,344人 (令和4年度農林水産省調査)		
食育推進計画を策定している市町の割合の増加	市町	100% (23市町/23市町) (平成28年度農林水産省調査)	100% (23市町/23市町) (令和4年度農林水産省調査)	○	100%

達成状況(計24項目)

- 目標値に達している 5項目
- △ 目標値に達していないが改善傾向 5項目
- ×
- 直近値が未公表等で評価困難 2項目

(2) 取組状況の評価

ア 食生活の状況

令和元（2020）年国民健康・栄養調査〔広島県分〕によると、1日の食塩摂取量は策定時から0.3g減少するも下げ止まりの傾向にあり、1日の野菜摂取量は21g減少し、横ばい又は減少傾向となっています。

一方、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合は、12.4回と平成28（2016）年度より3.5回増加しました。新型コロナウイルス感染症の影響により家庭で食事をする機会が増えたためと考えられます。

朝食を毎日食べる者の割合は、20歳代男性では改善傾向にありますが、20歳代女性、30歳代男性はいずれも悪化しています。特に20歳代女性においては、4人に1人が習慣的に朝食を欠食しており、今後も重点を置いた取組が必要です。

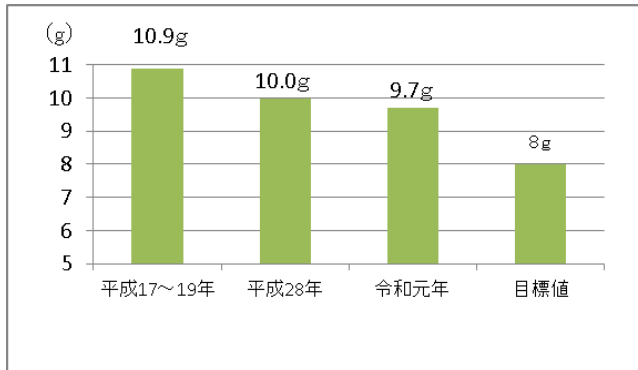


図1 食塩摂取量の状況

(出典：国民健康・栄養調査〔広島県分〕)

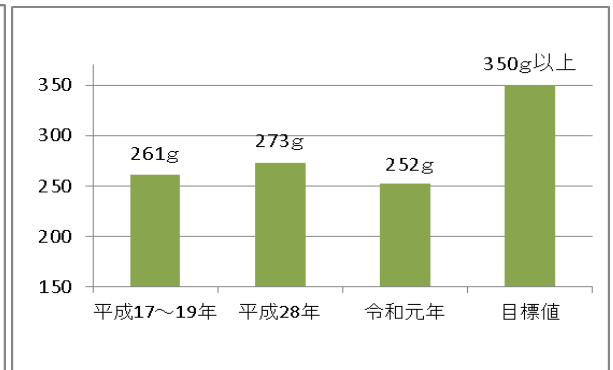


図2 野菜摂取量の状況

(出典：国民健康・栄養調査〔広島県分〕)

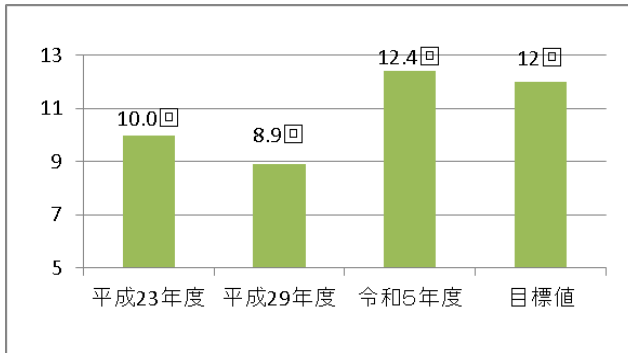


図3 共食の状況

(出典：広島県県民健康意識調査(平成23、29、令和5年度)、平成25年度広島県県民健康・栄養調査)

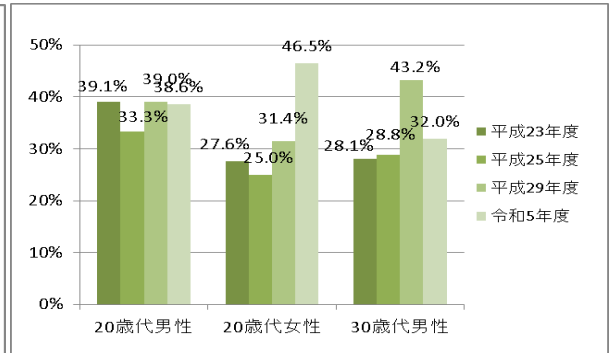


図4 朝食欠食率の状況

(出典：広島県県民健康意識調査(平成23、29、令和5年度)、平成25年度広島県県民健康・栄養調査)

イ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善の状況

令和5（2023）年度広島県県民健康意識調査によると、「適正体重を維持している人の割合」は、20～60歳男性の肥満者の割合は減少傾向にありますが、40～60歳女性の肥満者の割合、20歳代女性のやせの割合は増加傾向にあります。

また、「肥満傾向のある子供の割合」は増加しており、引き続き、県民の実践を支援する取組が必要です。

ウ 食育に関心を持っている人の割合

令和5（2023）年度広島県県民健康意識調査によると、「食育に関心のある人」は、71.2%で、策定時より増加しています。

引き続き、すべての県民が食育に関心を持ち、実践できるような働きかけが必要です。

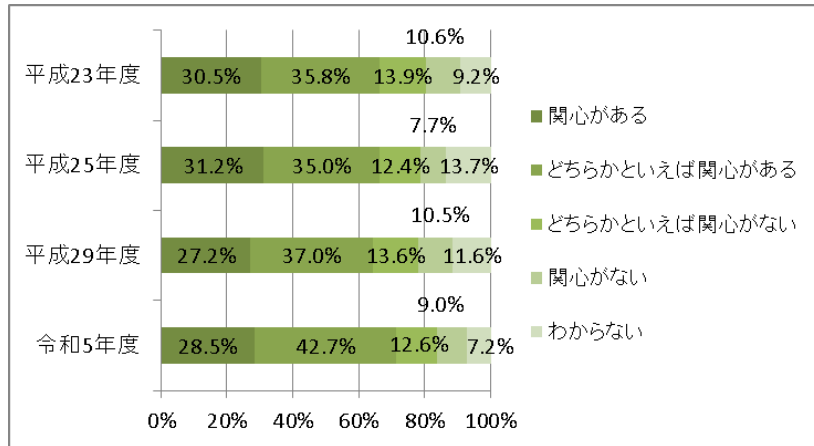


図5 食育に関心を持っている人の割合

（出典：広島県県民健康意識調査（平成23、29、令和5年度）、平成25年度広島県県民健康・栄養調査）

エ 農林漁業体験を経験した人

令和5（2023）年度広島県県民健康意識調査によると、「農林漁業体験に参加したことがある」人は全体で21.7%でしたが、20歳代に限ると40.2%と高く、若い年代では農林漁業体験が活発に行われていると考えられます。農林漁業体験は食への関心や理解を深めることのできる機会であることから、引き続き参加する人を増やす必要があります。

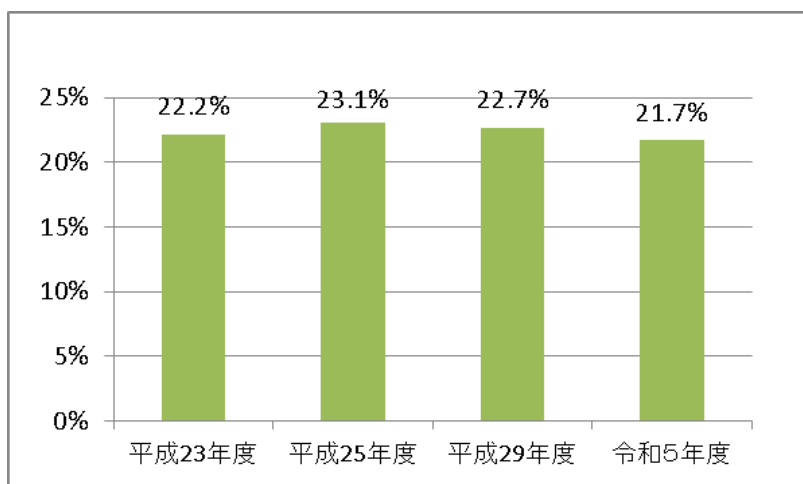


図6 農林漁業体験への参加状況

（出典：広島県県民健康意識調査（平成23、29、令和5年度）、平成25年度広島県県民健康・栄養調査）

オ 食環境整備の状況

令和5（2023）年度広島県県民健康意識調査によると、「加工食品に栄養成分表示^{*25}が行われていることを知っており、購入時に参考にしている人の割合」は、全体で37.2%でした。平成27（2015）年の食品表示法の施行により、加工食品には原則として栄養成分が表示されています。今後は、健康の保持増進に食品表示を活用する人を増やす必要があります。

県民の健康づくりの実践を支援する「健康生活応援店」のうち、栄養成分表示や塩分控えめなどのヘルシーメニューの提供などにより健全な食生活の実践を支援する「食生活応援店」の認証数は、目標の800店舗には及んでいません。

カ 食育推進に関わるボランティア

食育の推進に関わるボランティア数については、食生活改善推進員、食生活改善推進員以外のボランティアのいずれも、策定時と比べて減少しています。

今後は、NPOなどの非営利団体、PTA、町内会、大学や企業といった多種多様な活動主体と連携し、ソーシャルキャピタル^{*26}の醸成を図りつつ、課題解決に取り組むことが期待されます。

キ 市町食育推進計画の策定状況

地域で食育を進める基盤となる市町食育推進計画については、平成28（2016）年度末現在すべての市町で策定されており、目標を達成しました。

今後も、各市町でそれぞれの食育推進計画に基づいて、引き続き食育を推進していく必要があります。

第3章 食育推進に関する施策についての基本的な方針

1 基本理念

広島県食育基本条例の「食育推進の基本理念」をベースとし、これまでの食育の取組や情勢変化等を踏まえた期間の定めのある計画としての基本理念を次のとおりとします。

あらゆるライフステージにおける多様な暮らしの中で、食に関する知識を身につけ、判断力を養い、適切な食生活を実践することにより、いつまでも健やかな生活を送ることができる広島県を実現します。

2 目指す姿

基本理念に基づく食育の推進により目指す県民の姿を次のとおりとします。

- 1 すべての県民が、健康寿命の延伸につながる食について考え、実践しています。
- 2 子供や若者たちが、様々な生活状況においても、健やかな食生活を送っています。
- 3 すべての県民が、食に関する学びと体験を通して、食を取り巻く環境を考えています。
- 4 すべての県民が、地域の伝統的な食文化や地域の特性を生かした食生活を大切にしています。
- 5 県民一人一人の食育の実践につながる社会環境が整っています

3 目指す姿・施策体系

目指す姿	取組の方向性
1 健康寿命の延伸につながる健全な食生活の獲得、実践	<ul style="list-style-type: none"> ○望ましい食習慣をはじめとする適切な生活習慣の定着の推進 ○ライフステージに応じた食育の推進（特に妊婦・乳幼児、高齢者） ○職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進 ○生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進 ○高齢者の低栄養^{*27}の予防 等
2 子供や若者たちの健やかな食生活の実践	<ul style="list-style-type: none"> ○子供や若い世代に対する食育の推進 ○食を楽しむ環境づくりの推進（共食等） ○困難な家庭状況の子供に対する健全な食生活の推進 等
3 食に関する学びと体験を通じた環境への理解、取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○県内農林水産物の情報発信と利活用の推進（地産地消） ○農林漁業体験活動の充実 ○食品ロス^{*28}の削減に向けた取組の促進 ○食の安全・安心に関する正しい知識の習得と取組の支援 等
4 伝統文化や地域の特性を活かした食生活への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○食文化の情報収集・普及啓発 ○学校給食や保育所給食等における郷土料理等の導入 等
5 県民一人一人の食育の実践につながる社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携した食育の情報発信 ○デジタルツールを活用した食育の推進（食事管理、情報提供等） ○健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブの推進 等

4 重点的に取り組むべき事項

現行計画の振り返り、社会情勢の変化を踏まえ、健康ひろしま21、歯と口腔の健康づくり推進計画等と連携を図り、次期計画においては、これまでの取組を継続しながら、次の事項について重点的に取り組みます。

なお、「食」は、健康と関連が深いことから、全世代に対して食に関する知識を身に着け、行動変容・習慣化につながる取組を進めるとともに、食について「楽しむ」、「大切に」、「感動する」心を育む取組を推進します。

(1) 全世代対象の施策

① 望ましい食習慣の定着の推進（対象：20～64歳）

「様々な体験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。」という食育の基本理念に立ち返り、知識を実践に結び付ける取組を実施します。

取組にあたっては、ライフステージに応じた食育の推進を関係者との協働により実施します。

② 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進（対象：18歳～64歳）

従業員の健康管理に資する健康経営^{*29}の視点を踏まえ、社員食堂における栄養成分表示、うす味や野菜の摂取に配慮したメニューの提供のほか、健康づくりに関する情報提供がなされる取組を促進します。

- ③ 高齢者の低栄養の予防（対象：65歳以上の高齢者）
 高齢者のフレイル^{*30} 予防を一層推進するため、通いの場^{*31}等を活用した栄養指導や口腔健康管理^{*32}の取組を推進します。
- ④ 子供や若い世代に対する食育の推進（対象：義務教育世代から20～40歳代）
 地域や家庭における共食の機会の確保に努めるとともに、食に関する意識を高め、実践に結びつけるよう、家庭でも簡単に取り組める減塩や野菜摂取の提案など、より実践的な取組を実施します。
 特に若い女性のやせについては将来の疾病リスクの増加につながる可能性が高いことから、学校、職域や地域等と連携し、エビデンスに基づく正しい知識の発信と実践事業に取り組みます。
- ⑤ 健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブの推進
 食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差等を社会全体の課題として捉え、産学官で構成する組織体の連携・協働により、これらの課題解決に向けた具体的な取組の検討や活動を実施し、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

（2）女性を対象とした施策

女性の健康寿命が全国と比較して低位であること、健康づくりに関する各種指標等で女性が男性と比べて悪化している項目が多いことなどから、次の事項に取り組みます。

- ① 望ましい食習慣の定着の推進（対象：20～64歳女性）
 若い世代の女性においては、過度なやせ志向が見られるようになり、働き盛り世代の女性では、仕事が多忙となるなど、外食や中食^{*33}の利用が増える時期でもあります。
 これらの女性に対して、食生活と健康の関係を理解し、適正体重の維持、食品表示を活用した食品の選択など、自己管理を支援する取組を行います。
- ② ライフステージに応じた食育の推進（対象：妊婦・高齢者）
 妊娠前、妊娠中、授乳中を通じて必要以上の食事制限をせず、適正体重を維持し栄養バランスに配慮した食生活について、知識を実践に結び付ける取組を実施します。
 高齢期の女性においては、骨粗鬆症のリスクが高まるため、生活習慣病予防の食事から低栄養予防の食事へと切り替えるための指導を行います。
 また、家族以外の友人やコミュニティとの食を通じた交流と、楽しい食生活の実践を関係者と連携して推進します。

【健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブとは】

食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差[※]等を社会全体の課題として捉え、産学官の連携・協働により誰もが自然に健康になれる食環境を展開するための取組（イニシアチブ）。

具体的には、健康的で持続可能な食環境づくりを推進する産学官の参画による組織体を設置し、地域の健康課題を共有し、解決に向けた検討と活動を行う。

※ 平成 30（2018）年の国民健康・栄養調査結果によると、食品を選択する際に「栄養価」を重視すると回答した者の割合

第4章 食育推進の目標

1 広島県の食育推進にあたっての重点目標等

第4次広島県食育推進計画では、子供の頃から正しい食習慣を身に付けることで将来の生活習慣病を予防することを目指し、県民の食育の実践において特に重要な次の3項目を重点目標として設定します。

また、望ましい食習慣の獲得に向け、重点目標を補完する目標を新たに加えます。

(1) 重点目標

ア 1日の食塩摂取量の減少

食塩の摂り過ぎは、高血圧、ひいては脳卒中や心臓病を起こしやすくなります。これらの生活習慣病の予防及び改善のためには、食塩の適切な摂取が必要です。

食塩摂取量は目標と比べて依然として多い状況であるため、引き続き減少を目指します。

現状	目標（令和11(2029)年度）
成人 9.7g (令和元年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	8g以下 (国民健康・栄養調査〔広島県分〕)

イ 1日の野菜摂取量の増加

野菜は、ビタミン・ミネラルなどの不足しがちな栄養素の供給源で、循環器疾患や糖尿病などの予防に効果的に働くと考えられています。

野菜摂取量は目標と比べて依然として低い状況であるため、引き続き増加を目指します。

現状	目標（令和11(2029)年度）
成人 252g (令和元年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	350g以上 (国民健康・栄養調査〔広島県分〕)

ウ 毎日朝食を食べる県民の割合の増加

朝食の摂取は、1日全体の食生活のリズムを整え、栄養バランスを整えることにつながることから、毎日朝食を食べる県民の割合の増加を目指します。

特に若い世代の朝食摂取に課題があることから、20歳代・30歳代男女の朝食摂取率の増加を目標に設定します。

現状	目標（令和11(2029)年度）
20歳代男性 61.4%	20歳代・30歳代男女 85%以上 (広島県県民健康意識調査)
20歳代女性 53.5%	
30歳代男性 68.0%	
30歳代女性 72.6% (令和5年度広島県県民健康意識調査)	

(2) 重点目標を補完する目標

栄養バランスに配慮した食生活を実践する県民を増やす

主食・主菜・副菜の揃った食事を意識して実践することは、若いうちからの望ましい食習慣の獲得につながるため、重点目標を補完する目標として設定します。

現状	目標（令和 11(2029)年度）
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の人の割合 54.8% (令和5年度広島県県民健康意識調査)	70%以上 (広島県県民健康意識調査)

2 重点目標以外の指標及び目標値

「目指す姿」の実現に必要な取組をより具体化するため、重点目標以外にも、次の指標及び目標値を設定します。

目指す姿	指標	現状	目標値(令和11(2029)年度)
【目指す姿1】 すべての県民が、健康寿命の延伸につながる食について考え、実践しています。	適正体重を維持している人の割合の増加 (肥満[BMI25以上]、やせ[BMI18.5未満]、低栄養傾向の者[BMI20以下]の減少)	20～60歳代男性の肥満者 28.5% 40～60歳代女性の肥満者 18.0% 20歳代女性のやせの者 25.2% (令和5年度広島県県民健康意識調査) 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合 16.3% (令和元年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)	20～60歳代男性の肥満者 25%未満 40～60歳代女性の肥満者 15%未満 20歳代女性のやせの者 15%未満 (広島県県民健康意識調査) 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合 13%未満 (令和11年国民健康・栄養調査〔広島県分〕)
	食品の栄養成分表示を知っており、購入時に参考にしていく人の割合の増加	37.2% (令和5年度広島県県民健康意識調査)	60%以上 (広島県県民健康意識調査)
【目指す姿2】 子供や若者たちが、様々な生活状況においても、健康やかな食生活を送っています。	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の割合の増加	週平均 12.4回 (令和5年度広島県県民健康意識調査)	現在の高水準を維持する (広島県県民健康意識調査)
	地域等で共食している人の割合の増加	11.3% (令和5年度広島県県民健康意識調査)	25%以上 (広島県県民健康意識調査)
	肥満傾向にある子供の割合の減少	10歳(小学5年生)の肥満傾向児の割合 12.4% (令和4年度文部科学省「学校保健統計調査」)	7% (令和6年度文部科学省「学校保健統計調査」)
【目指す姿3】 すべての県民が、食に関する学びと体験を通して食を取り巻く環境を考えています。	食品ロスの削減のために何らかの行動をしている人の割合の増加	18歳以上 75.3% (令和5年度広島県県政世論調査)	令和6年度設定 (広島県食品ロス削減の取組方針の目標と合わせる)
	農林漁業体験を経験したことがある若い世代(40歳代以下)の割合の増加	20～40歳代 30.8% (令和5年度広島県県民健康意識調査)	50%以上 (広島県県民健康意識調査)
【目指す姿4】 すべての県民が、地域の伝統的な食文化や地域の特性を生かした食生活を大切にしています。	県産農産物を意識して購入している人の割合(30歳代以下)の増加	91.1% (令和4年度広島県まとめ)	令和7年度設定 (次期広島県地産地消促進計画の目標値と合わせる)
	地域の食文化を継承していると思う人の割合の増加	27.6% (令和5年度広島県調査)	55% (広島県調査)

目指す姿	指標	現状	目標値(令和11(2029)年度)
【目指す姿5】 県民一人一人の食育の実践につながる社会環境が整っています。	食育の推進に関わるボランティアの数の減少の抑制	食生活改善推進員 1,222人 (令和5年度広島県集計) 食生活改善推進員以外 1,344人 (令和4年度農林水産省調査)	現状を維持する (広島県調査、農林水産省調査)
	広島県における健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブへの参加企業数	—	10社 (厚生労働省調査)

第5章 食育推進の基本的施策

1 健康寿命の延伸につながる健全な食生活の獲得、実践

(1) 現状と課題

すべての県民が、生活習慣病を予防し、健康寿命につながる健全な食生活を実践できるよう、3つの重点目標を設定し、市町、関係機関・団体、事業者等がそれぞれの立場において普及啓発及び実践の支援等を行ってきました。

栄養や健康に関する知識の獲得は一定量進んだと考えられますが、世帯構造やライフスタイルの変化に伴い、食の外部位化^{*34}、簡素化が進み、栄養バランスの偏り、塩分の過剰摂取、野菜の摂取不足、朝食の欠食等、望ましい食習慣をはじめとした基本的な生活習慣が定着していない人や栄養バランスの取れた食生活の実践ができていない人が増えています。

県民一人一人が、心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくための食育の実践には、食に関する適切な知識に基づく食生活の実践が必要です。

ア 1日の食塩摂取量の減少

これまで、減塩の必要性についての周知や栄養成分表示の活用普及等による啓発を行ってきました。本県成人の食塩摂取量は全国平均より低く減少傾向にありますが、目標である1日8g以下は達成できていません。

おいしさが優先され、味付けの濃いものが多い外食や惣菜の利用頻度が増加していることから、普段から食品中の食塩量を意識する必要があります。

また、惣菜等への食塩量の表示は必須ではないことや、表示が判りづらいことも多いことから、意識せず食塩を摂取していると考えられます。

若い世代からの減塩を進めるためには、味覚形成期である乳幼児期からうす味に親しむことが重要であり、家庭においては食品を選ぶ力、食品を組み合わせる力や調理技術の獲得が必要です。

イ 1日の野菜摂取量の増加

県民の1日当たりの野菜摂取量は252gで、目標である350gに達していません。調理に手間がかかることや、調理の仕方を知らない、外食料理においては使用される野菜の量が少ないことなどが要因として考えられます。

これまで、企業や大学等と連携しながら、野菜摂取量を見える化し健康意識を高める取組などにより、大学生等の野菜摂取のきっかけづくりを行い、学生食堂等における野菜料理の売り上げ増などにつながりました。

こうした取組などによって野菜摂取量が不足していることや野菜摂取のメリットを認識し、簡単に野菜を摂取できる方法を知ることや、調理の技術を身に付けることが必要です。

ウ 毎日朝食を食べる県民の割合の増加

毎朝朝食を食べる県民の割合は、全体では82.8%ですが、20歳代男性で改善傾向

にあるものの、若い世代については、依然として低い状況にあります。特に若い女性の朝食欠食率は27.6%と高くなっています。

朝食を食べない理由は、時間がない、準備が面倒、親に朝食摂取の習慣がなく準備されていない等があります。これらは朝食摂取に関するメリットが十分に理解されていないことによると考えられるため、様々な機会を捉えて、科学的根拠に基づいた朝食摂取のメリット等について理解を促進する必要があります。

また、朝食は家で食べるものという考え方にこだわらず、生活習慣やライフスタイル、ニーズに合わせた提供方法も検討していく必要があります。

エ 主食・主菜・副菜のバランスの取れた食事

主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスの良い食事を摂ることは、望ましい食習慣ひいては生活習慣獲得の基礎となります。

しかし、ライフスタイルの変化、単身世帯の増加、仕事や家事が忙しいなどにより、実践が難しい状況にあるほか、義務教育終了後は、栄養バランスそのものについて再認識する機会がないことも課題です。

オ 適正体重を維持している人の割合の増加

適正体重の維持については、男性は改善傾向にありますが、20歳代女性のやせ、40～60歳代女性の肥満は増加しています。若い女性に対しては、やせの状態が続くことによる後の身体に及ぼす影響について、中高年期の男女に対しては、食事のバランスと適切な量について情報提供する必要があります。

高齢期においては、加齢や活動量の低下等により食事摂取量の減少が見られるようになることから、生活習慣病対策に重点を置いた食生活から、低栄養予防のための食生活に移行していくことが必要です。

カ 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

若い世代では朝食欠食など不規則な生活習慣になりやすく、働き盛り世代では体力の衰えや肥満、生活習慣病等が現れやすくなります。

社員食堂において提供されているメニューは、おいしさ優先で健康の視点が薄く、健康に配慮した食事の選択肢が十分準備されていないため、企業が取り組む健康経営の中で手当てできるよう支援する必要があります。また、健康診断が生活習慣を振り返るきっかけとなることから、健診後の保健指導等の場等を活用した、健康づくりに関する情報提供等を充実させる必要があります。

キ 高齢者の低栄養の予防

高齢期（概ね65歳以上）においては、個人差はあるものの、加齢による身体の変化により運動機能の低下や食事摂取量の減少がみられるようになります。

介護に至る最も大きな要因は、骨折、転倒で、特に高齢期の女性においては、女性ホルモンの減少による骨粗鬆症の発症とそれに伴う骨折のリスクを持つ人が増えていきます。

また、食事の質と量の低下は、骨粗鬆症発症のリスクを高め、フレイルにもつながる可能性があります。

介護認定率^{*35}の上昇を抑制するため、低栄養のハイリスク者に対しては、現役世代において意識していたメタボリックシンドローム対策に重点を置いた食生活から、低栄養予防のための食生活に移行していくことが必要です。

核家族の増加や働き方の変化により近年増加している、高齢者の単独世帯では、調理が面倒・困難なことにより食事内容が単調になりやすく、その結果、低栄養やフレイルにつながる可能性があります。高齢者が食を楽しみ、地域で元気に過ごすための食育を推進する必要があります。

ク 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進

8020運動の展開等により、残存歯は増えていますが、学齢期から歯肉に炎症を有する人が見られ、20歳代からは高い割合で推移しています。

歯と口腔の健康は、食生活にも密接につながることから、かかりつけ歯科医等を通じて、生涯を通じた正しい歯科保健行動（正しいセルフケア等）の定着に取り組む必要があります。

(2) 目指す方向

栄養バランスや自らの健康に関する知識の習得（獲得）を、実践に結びつけ、生活習慣病の予防と健康寿命の延伸に係る食育を推進するため、

- ① 食塩摂取量の減少
- ② 野菜摂取量の増加
- ③ 毎日朝食を食べる県民の割合の増加

を引き続き重点目標として設定し、県民一人一人が「3つの力」（知る力、選ぶ力、作る力）と「3つの心」（楽しむ心、大切に作る心、感動する心）を身につけられるよう、ライフステージに応じた取組を実施します。

(3) 取り組むべき施策

ア 1日の食塩摂取量の減少

市町やボランティアによる食育に関するセミナーや調理実習などの実践活動を実施します。食材選択、減塩につながる献立の立て方、減塩商品の活用方法、基本的な調理技術の獲得等、家庭における減塩の実践に資する取組を行います。

県民対象の食品表示講習会を開催し、食品表示に関心を持ち、減塩商品を自らの食生活に活用する人を増やすことで、食塩摂取量の減少につなげます。

若い世代からの減塩を進めるため、親子料理教室や保護者対象のセミナーを開催し、素材の味を生かしたうす味の料理に親しむ機会を増やします。

事業者に対しては、うす味でも美味しい商品の開発や惣菜、外食料理への食塩量の表示、減塩商品のPRなどを働きかけます。

イ 1日の野菜摂取量の増加

野菜の日（8月31日）や愛菜の日（1月31日）などにあわせ、お手軽野菜料理の試食宣伝やレシピ配布、野菜料理コンテストの開催、野菜摂取量を見える化し、摂取量を把握する機会の提供など、企業等と連携しながら野菜摂取増に向けた啓発を行います。

また、カット野菜や半調理済食品の活用等、負担感なく調理技術を身に付けることができるよう、情報発信を推進します。

ウ 毎日朝食を食べる県民の割合の増加

大学生を含めた若い世代に対しては、科学的根拠に基づく朝食摂取のメリットと朝食欠食のデメリットについての情報発信をホームページ等において行います。

保護者に対しては、簡単な朝ごはんレシピの紹介と調理デモンストレーション等を、ボランティアによる親子料理教室や保育所等で行うなど、実践に結びつく啓発を実施します。

また、モーニングサービスを提供している飲食店の紹介など、家庭以外の場面でも手軽に朝食を摂取できる場の情報発信を、食品関連事業者等と連携して行います。

エ 主食・主菜・副菜のバランスの取れた食事

「主食・主菜・副菜を組み合わせたバランスの良い食事の摂取」については、重点目標を補完する目標に掲げ、取り組めます。

スーパー等での栄養バランスの取れたモデル食の提案や、初心者向けの調理講習会の実施などを通じて、バランスの取れた食事について再認識する機会を提供するとともに、自らバランスの取れた食事を作るための食品などを選ぶ力や、調理技術の獲得を推進します。

オ 適正体重を維持している人の割合の増加

若い女性に対しては、やせの状態が続くことによる後の身体に及ぼす影響について、中高年期の男女に対しては、食事のバランスと適切な量について、判りやすく実践しやすい情報を、ホームページ等を通じて提供します。

加齢による身体機能の低下や生活環境等の影響により、食事の栄養バランスが偏ったり摂取量が減少したりする高齢期では、「通いの場」等における低栄養予防のための食生活指導等の取組を、市町や関係団体と連携して推進します。

カ 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

社員食堂における栄養バランスに配慮した食事の提供、塩分控えめで野菜摂取を意識したメニューの提供などを、給食施設指導等を通じて働きかけます。

食堂だけでなく、健診後の保健指導等の場等も活用し、健康づくりに関する情報提供等が行われるよう、担当者に働きかけるなど企業の健康経営の取組を支援します。

キ 高齢者の低栄養の予防

高齢者が定期的に集まり、体操などを通じて交流する「通いの場」や地域の高齢者サロン等に、栄養士・管理栄養士やボランティア等を派遣し、低栄養予防のための食事の摂り方などについて、周知や助言を行います。

また、家族以外の友人やコミュニティとの食を通じた交流の促進により、食べることへの意欲や楽しみが持てるよう、生活の質（QOL）の維持・向上に向けて、市町、ボランティア団体等と連携して取り組みます。

ク 生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進

学齢期から高齢期にかけて、生涯を通じた歯周病対策を進めます。

ライフステージを通じた歯周病対策として、保険者や市町と連携し、定期歯科健診の受診環境の整備や、かかりつけ歯科医師等と連携した、正しい口腔ケア方法等の実践支援、歯科保健指導を推進します。

2 子供や若者たちの健やかな食生活の実践

(1) 現状と課題

食は、子供が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、また、子供の健康増進のために重要です。

栄養バランスのとれた食事に関心を持っている子供の割合は増加しており、朝食または夕食を家族と一緒に食べる共食の回数については、目標を達成しました。一方で、肥満傾向のある子供の割合は増加しています。

また、若い世代は、食の自立期にあると同時に、仕事や単身生活の開始等により生活が不規則になり食生活が乱れやすくなります。体力的に充実しているため体力を過信し、無理をしやすく、若い女性においては、過度なやせ志向が見られる時期でもあります。

健全な食習慣の定着と実践のために、ライフステージや場面に応じた食育の推進が必要です。

ア 子供や若い世代に対する食育の推進

(ア) 妊産婦や乳児への取組

妊娠期及び授乳期の食事は、母体や胎児そして乳児の成長に大きな影響を及ぼします。必要以上の食事制限をせず、適正体重を維持し、バランスの良い食事を摂るといふ妊娠期から授乳期における望ましい食生活について正しい知識を身に付けておくことが重要です。

(イ) 保育所・幼稚園等における取組

食は、子供が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけ、健全な食習慣、生活習慣を獲得するために重要です。望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成や心身の健全な育成を図るため、食に関する取組を積極的に進めていくことが必要です。特に基本的な生活習慣を身に着ける乳幼児期においては、保護者や家庭をターゲットとした家庭教育支援の一環として、生活習慣づくりへの支援が必要です。

(ウ) 学校における取組

学校における食育は、学級担任や教科担任が栄養教諭^{*36}等と連携しながら、給食の時間をはじめ、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて広く行われています。

栄養バランスのとれた望ましい食生活を実践するため、児童生徒の発達段階に応じた系統的な食に関する指導や学校・家庭・地域等が一体となって、食に関する様々な体験活動の実施や学校給食を活用した食育をより一層推進していく必要があります。

(エ) 大学・職域における取組

若い世代は、食に関する知識や意識、実践の面で他の世代と比べて、より多く

の課題があります。

20歳代の女性においては、朝食をほとんど食べないと回答した者の割合が27.6%と高く、4人に一人がBMI 18.5未満の「やせ」の状態にあります。

若い時期に「やせ」の状態であることによる、骨粗鬆症の若年発症リスクの増加、筋力不足による基礎代謝量の低下など、将来の身体に及ぼす影響について理解を促進するとともに、朝食やバランスのとれた食事の重要性について普及啓発等に取り組む必要があります。

イ 食を楽しむ環境づくりの推進（共食の推進）

ワークライフバランス^{*37}の推進や、働き方・暮らし方の変化により、朝食または夕食を家族と一緒に食べる共食の回数については1週間あたり12.4回で、目標を達成しました。家庭は、食に関する情報や知識、伝統や文化の共有、食の楽しみを得るなど、食育に関して重要な役割を有しています。家族や友人と食事を摂ることにより、食を楽しむ環境づくりが進むよう、引き続き取り組む必要があります。

ウ 困難な家庭状況の子供に対する健全な食生活の推進

社会環境の変化、価値観や生活スタイルの多様化により、孤食や個食^{*38}が増え、食を通じたコミュニケーションの機会が減少しています。また、単身世帯やひとり親世帯など、生活が困難な状況にある子供等の、健全な食生活の実践を支援する必要があります。

（2）目指す方向

子供が、生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しむ子供に成長していくことを重視して取組を促進します。中でも困難な家庭状況の子供に対する食育については、地域での共食の機会の増加を働きかけます。

学校においては、学校長のリーダーシップのもと、栄養教諭及び食育推進リーダーを中核とし、学校の教育活動全体を通じて、主体的に行動できる子供を育成するための食育を、組織的、継続的、系統的に行うとともに、児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けさせるために、家庭や地域と連携した食育の取組の充実を図ります。

若い女性のやせについては、企業や大学との連携により、健康づくりに関する情報提供がなされる取組を推進します。

（2）取り組むべき施策

ア 子供や若い世代に対する食育の推進

（ア）妊産婦や乳児への取組

引き続き、市町が実施する妊娠各期や乳幼児の発達段階に応じた栄養指導に役立つ情報提供などを行い、市町において効果的に実施できるよう支援します。

また、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する仕組みである「ひろしまネウボラ^{*39}」等において、妊娠各期や乳幼児の発達段階に応じた栄養指導や、食生活の正しい知識の普及などに取り組めます。取組にあたっては、「妊産婦のための食生活指針」や「授乳・離乳の支援ガイド」等を活用します。

(イ) 保育所・幼稚園等における取組

① 食育計画への支援

保育所、幼稚園等においては、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画が作成されています。

保健所等においては、給食施設指導等を通じて、優良事例の紹介や各種情報提供等により、施設が策定している食育計画の実践を支援します。

② 体験活動の充実

子供が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つよう、子供と調理員等との関わりの増加や農作物の栽培体験ができるよう、市町、関係団体や地域の人々の協力・連携の体制づくりを支援します。

③ 相談・支援体制の充実

保護者が食への理解を深め、食事を作ることや子供と一緒に食べることに喜びを持てるよう、相談・助言の機会を設けます。

(ウ) 学校における取組

① 食に関する指導内容の充実

体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等における食に関する指導の目標や内容を明確にし、教科横断的な視点から教育課程の編成を図るとともに、児童生徒の発達段階に応じた計画的・系統的指導や健康課題に対する個別的な相談指導の充実を図ります。

② 子供の食への理解を促進するための体験活動の推進

農林水産物の生産・調理等の専門家や関係機関・団体、食品関連事業者等と連携し、農作物の栽培・調理、食に関する出前講座や親子料理教室などの体験的な学習を推進します。

③ 学校給食等を通じた取組

学校給食を教材に、給食の時間を中心として、各教科等における食に関する指導を相互に関連付け、効果的な指導を行うとともに、給食献立を開発し親子料理教室等を活用して、栄養教諭等による給食献立の家庭への浸透を図るなど、学校・家庭・地域が一体となった食育を推進します。

④ 家庭・地域・企業等との連携

児童の健康的な生活のリズムや食習慣の確立、朝ご飯の大切さを普及するため、家庭や地域、企業等と連携しながら基本的な食習慣の定着を図ります。

(エ) 大学・職域における取組

若い女性のやせに対する取組としては、食生活と健康の関係を理解し、適正体重の維持など体調の自己管理に努める習慣を身に付け、将来の生活習慣病の予防につながるよう、企業や大学等と連携し、朝食摂取やバランスの取れた食事の必要性について、エビデンスに基づく正しい知識の発信を行います。

大学における取組としては、県内の栄養士・管理栄養士養成施設等と連携し、

身近で信頼できる仲間や友達と正しい知識・スキル・行動を共有しあう「ピアエデュケーション^{*40}（仲間教育）」による啓発を実施します。

職域においては、社員食堂などでの、栄養成分表示の実施、減塩や野菜の摂取に配慮したメニューの提供のほか、栄養や食生活に関する情報提供がなされるよう、給食施設指導等を通じて支援します。

イ 食を楽しむ環境づくりの推進（共食の推進）

毎月 19 日を「家庭で食育を考える日」とし、ワークライフバランスを考え、家族と食事ができるよう企業等に対する周知と広報に努めます。

ウ 困難な家庭状況の子供に対する健全な食生活の推進

「広島県子どもの貧困対策計画^{*41}」に基づき、望ましい食習慣をはじめとする基本的な生活習慣づくりを、家庭、学校、地域等と連携して取り組みます。

市町、地域のボランティア団体等と連携し、地域での共食の機会の増加を働きかけます。

また、ひとり親家庭等の子供に対し、学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを支援します。

3 食に関する学びと体験を通じた環境への理解、取組の推進

(1) 現状と課題

食育に関心を持つ人の割合は増加しており、農林漁業体験の経験がある人の割合は20歳代では40.2%、30歳代では31.6%と高くなっています。また、地産地消に対する多彩な情報発信を行ってきたところ、地産地消に対する30歳代以下の若い世代の意識も高まってきています。

農林漁業体験や生産者との交流等は、企業や団体により積極的に進められていますが、一過性のイベントに留まる傾向にあり、継続的な開催が必要です。

食中毒事件や輸入食品・食品添加物の安全性、食品表示については、引き続き大きな関心事であるなど、食品の安全・安心に関する情報提供が求められています。

一方、食品の安全性に関する情報が氾濫しており、県民が自らの判断で冷静に選択する力を身につけることが重要です。

また、食が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境に配慮した食品を選ぶことは、環境への負荷を減らし、持続可能な食を支えることにつながるため、「食と環境」や「食の循環^{*42}」を意識した食育の推進が必要です。さらに、まだ食べられるにも関わらず廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」の削減が求められています。

(2) 目指す方向

生産者・里山里海による「知ってもらう」、「作る・届ける」取組と、消費者・都市住民の「知る」、「買う・使う」という関係性を通じて、相互が「つながる」交流や協働の取組を行います。これらを通じて農への理解と食に関する関心を深める施策に取り組めます。

県民が食品の安全性に関する正しい知識と理解を深め、自らの判断で冷静に選択できるよう、食品の安全性や「食と環境」、「食の循環」に関する情報提供及び普及啓発を推進します。

また、持続可能な食、資源の利用促進を図るため、食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

(3) 取り組むべき施策

ア 県内農林水産物の利活用の促進

インターネットを活用した若い世代への積極的な情報発信、イベントや店舗での効果的なPRなどを通じて、生産者・里山里海との相互理解を深め、農林水産業・里山里海の価値に共鳴する人を増やします。

量販店・直売所における売場の魅力向上、学校における食育と給食での利活用の促進など購入による利活用のみでなく、フードバンク等における利活用も地産地消の一環として推進します。

イ 農林漁業体験活動の充実

関係団体等と連携したイベント開催など交流機会の拡充、農業体験などの交流・協働の取組を推進します。

ウ 食の安全・安心に関する正しい知識の習得と取組の支援

(ア) リスクコミュニケーション^{*43}

講習会等を通じて、食品の安全性に関する情報を広く県民に提供するとともに、生産者、事業者、消費者との意見交換等を通じて、知識を共有し、交流を深めるなど、関係者による連携の強化とリスクコミュニケーションの推進に努めます。

(イ) 食品の安全性や食育等に関する情報提供と取組への支援

県民が消費者として自らの判断で食を選択し、健全な食生活を実践できるよう食品の安全性に関する情報や根拠に基づく食育等に関する情報とその活用方法を、ホームページ、講習会等を通じて提供します。

また、消費者団体等が店頭において実施する、食品表示の確認（食品表示ウォッチャー^{*44}）への協力・支援や、消費者に対して、食品に関する正しい知識の情報提供を行うなど、県民の安全・安心な食生活を守るための取組を推進します。

(ウ) 食に関する環境情報の提供

省エネルギーや廃棄物抑制等の環境への配慮を意識した食生活を推進するため、「食と環境」、「食の循環」に関する情報をホームページ等を通じて提供します。

環境学習指導者^{*45}と連携し、食と環境についての環境学習・環境教育を推進します。

エ 食品ロスの削減に向けた取組の促進

環境面では、毎月第一土曜日の「ひろしま環境の日^{*46}」の実践活動の一つに、「やってみようエコな買い物！」として、食品ロス削減を呼びかけます。

このように、家庭や外食時にできる食品ロス削減の取組について引き続き呼びかけるとともに、市町と連携した啓発等の取組を推進します。

4 伝統文化や地域の特性を活かした食生活への理解促進

(1) 現状と課題

本県では、中国山地から瀬戸内海までの豊かな自然の恵みを活かし、米・大豆や多種類の野菜、果樹、魚介類などの農林水産物が生産されるとともに、地域の生活や風土から生まれた、多彩で特色ある伝統的な食文化が引き継がれてきました。

食文化は、生産、食材、調理はもちろん、嗜好と栄養、食事行動、食べる道具と場など、食に関するすべての文化を含むものとされており、本県の地場産物を使った地域に伝わる郷土料理を中心とした食文化は、広島之宝として継承されるべきものです。

平成25(2013)年12月に「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形世界遺産に登録され、海外からも日本の食文化への関心が高まっていますが、食の欧米化や外部化等の進展などにより、和食の基本形であるごはんを主食として多様な副食を組み合わせる日本型食生活^{*47}、郷土料理や伝統料理など、地域の特色ある食文化、豊かな味覚が失われつつあります。また、コロナウイルス感染の影響により飲食業界が大きな影響を受けたこともあり、料理人や調理人の成り手が減少しています。

このため、日本型食生活の普及とともに、行事食や郷土料理などを中心とした地域の特色ある伝統的な食文化を広島之宝として、子供たちを含め次世代に継承する取組が必要です。

(2) 目指す方向

ひろしまの特色ある伝統的な食文化を、広島之宝として掘り起こし、広く県民に普及啓発するとともに、子供たちや地域の人々が学び、継承できる、実践につながる活動を促進します。

(3) 取り組むべき施策

ア 食文化の情報収集・普及啓発

(ア) ホームページの活用

県内各地域の郷土料理や伝統料理など掲載した「ひろしま県の味料理集」、農林水産省ホームページに掲載されている「うちの郷土料理」を活用した普及啓発や、郷土料理にかかる情報収集と発信により県民の食文化への関心を高めるとともに、郷土料理や伝統料理を調理し、その味や食べ方・作法も含めて実践する県民を増やし、食文化の継承活動を促進させます。

(イ) ボランティア等による取組の促進

食生活改善推進員等のボランティアが料理教室やイベント等において取り組んでいる、日本型食生活や地域の郷土料理、伝統料理の継承活動が一層充実した取組となるよう働きかけるとともに、参考となる事例等の情報収集・提供により食文化継承の実践活動を支援します。

イ 学校給食や保育所給食等における郷土料理等の導入

学校給食においては、地域の特色ある伝統的な食文化に児童生徒が関心と理解を抱くよう、行事食や郷土料理などの献立の導入と活用に関する指導を推進します。

保育所や保育所以外の児童福祉施設における給食等においても、地域の特色ある伝統的な食文化に子供たちが関心と理解を抱くよう、行事食や郷土料理などの献立の導入と活用に関する指導の充実を図ります。

ウ 関係者の連携による食文化の伝承と活用の積極的な推進

広島県の食文化の発展や継承に必要不可欠な存在である料理人の発掘・育成を目的としたコンクール等を開催し、次世代の若者に対して料理人の魅力を発信します。

また、県は食文化の掘り起こしや新たな地域ブランドの開発等を行い、食文化の伝承と活用を積極的に推進します。

5 県民一人一人の食育の実践につながる社会環境の整備

(1) 現状と課題

食育については、県をはじめ、県内全市町で食育推進計画が作成され、関係機関・団体等が連携して取り組んでいます。実践状況が十分でない世代や多様な暮らしに対応する食育を推進するためには、関係者のさらなる連携と、食育を県民運動として推進する必要があります。

また、県民が生涯にわたって心身の健康を増進し、豊かな人間性を形成するためには、県民自らが食育の実践に取り組むとともに、望ましい食生活を意識しなくても実践できるよう、健康課題を社会全体の課題としてとらえ、解決に向けた検討を関係者の連携と協働により行う必要があります。

健康の保持増進においても、デジタル技術の活用が一般的になっています。時間や場所を問わず情報を入手し、利用できるメリットを生かし、効果的な情報発信を行う必要があります。一方で、デジタル化に対応することが困難な高齢者等も一定数存在することから、世代に配慮した情報提供の工夫も必要です。

(2) 目指す方向

県民一人一人が主体となり、生涯にわたって健全な食生活を実現できるよう、地域の特性を活かしつつ、食育関係団体と協働・連携し、食育推進を県民運動として展開します。

また、デジタルツールの活用推進（食事管理、情報提供等）、産学官をはじめとする様々な主体との連携による健康的で持続可能な食環境づくりの取組を推進し、誰もが自然に健康になれる環境整備に取り組めます。

(2) 取り組むべき施策

ア 関係機関と連携した食育の情報発信

関係機関・団体等で構成される「ひろしま食育・健康づくり実行委員会」において、地域における食育推進活動の支援、広報活動などを行います。

県は、国が食育月間として定める6月以外にも、10月19日を「ひろしま食育の日」、当該日の属する週を「ひろしま食育ウィーク」と定めています。

市町や関係機関・団体、企業等とも連携し、県下統一の啓発イベントの開催、啓発内容や対象者に応じた効果的な方法により、県民の食育の実践につながる普及啓発を推進します。

イ 「健康で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進

食塩の過剰摂取、若年女性のやせ、経済格差に伴う栄養格差等を社会全体の課題として捉え、産学官で構成する組織体の連携・協働により、これらの課題解決に向けた具体的な取組の検討や活動を実施し、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

具体的には、栄養・食に関する新たな研究成果や知見を踏まえ、包括連携協定^{*48}締結企業等との協働による全県的、継続的な広報活動や、減塩製品の開発と提供等、県民の行動変容に寄り添い、後押しする食環境づくりを推進します。

ウ デジタルツールを活用した食育の推進

オンライン食育授業、レシピの提供や調理動画の配信、エビデンスに基づくダイエット情報など、特に若い世代の食に関する関心事を切り口とした情報発信などをデジタルツールを活用して実施します。

また、食育に関する各種情報を一元化してホームページに掲載するなど、県民に判りやすい広報を積極的に推進します。

エ 世代に配慮した情報提供

デジタル化に対応することが難しい世代に対しては、判りやすい啓発資料の作成に加え、食生活改善推進員等が実施する家庭訪問や対話等の活動を通じたきめ細かな情報提供を行います。

◆食育に関する各種月間等◆

6月：国の食育月間

8月31日：野菜の日

10月19日：ひろしま食育の日

10月19日を含む1週間：ひろしま食育ウィーク

1月31日：愛菜（あいさい）の日

毎月19日：家庭で食育を考える日

第6章 ライフステージに応じた食育の推進

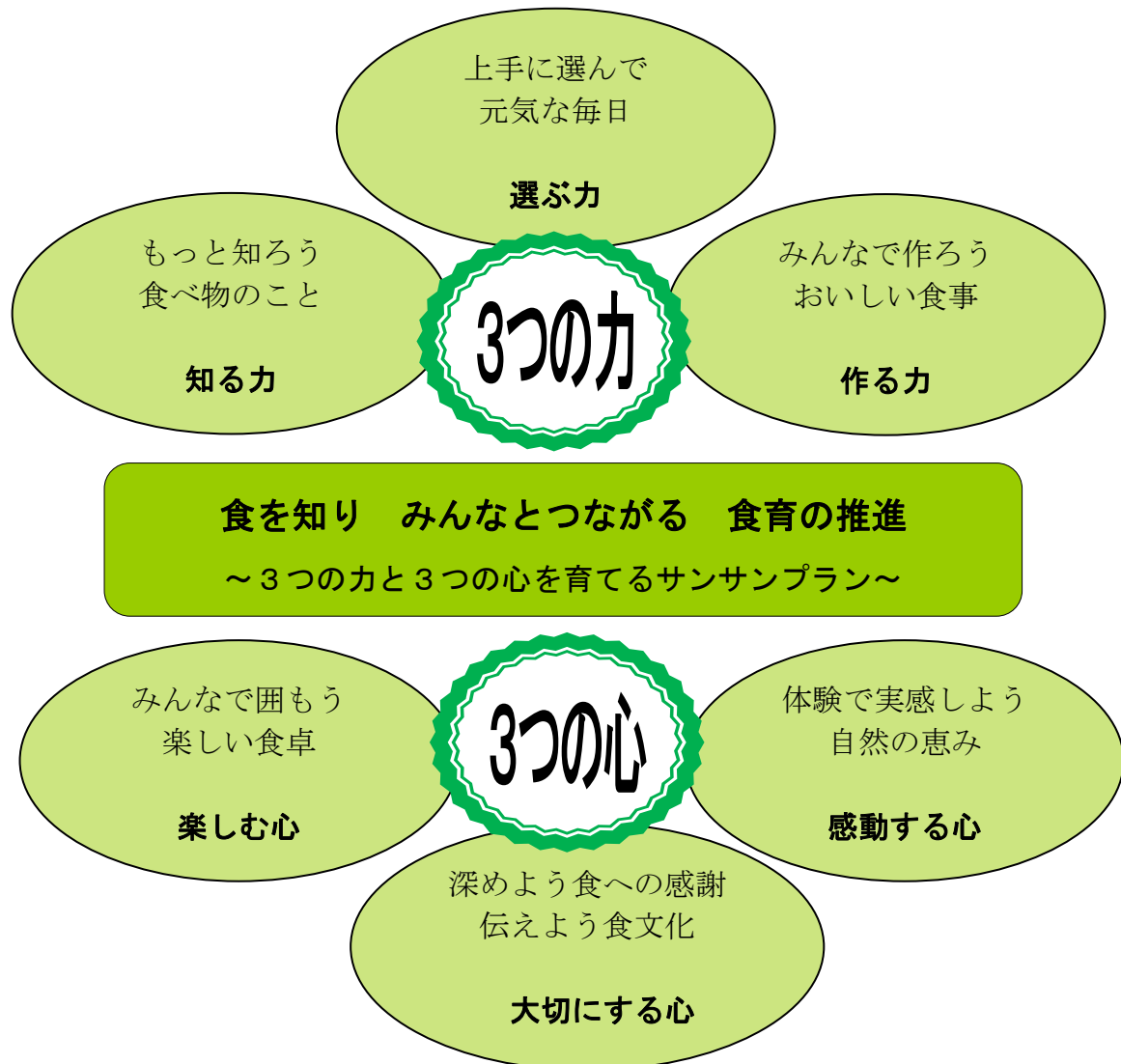
第4章で定めた目標を達成するためには、妊婦・乳幼児期から高齢期に至るライフステージごとの食生活をめぐる特徴に応じた食育の取組を行うことが必要です。

特に、すべての県民が「健康寿命の延伸」を目指し、生活習慣病の予防及び改善につながる知識と力を習得することが、健全な食生活を実践するために重要であることを踏まえ、ライフステージごとに食生活の特徴及び食育のポイントを示すとともに、県民、関係団体等、そして県が取り組むべき事項を次のとおり整理します。

食育を通して身につけたい力と心 ～実践的フレーズ～

健全な食生活の実践を継続するためには、様々な体験を通して食に関する知識や技術を「知る」とともに、その中から自分に合った食事を「選び」、みんなで「作る」『力』を身につけなければなりません。

また、こうした知識・技術のみならず、食育を通して、心豊かな人間性を育てるためには、「楽しむ」、「大切にする」、「感動する」『心』を育むことが大切です。



ライフステージに応じた食育

区分	妊婦・乳幼児期（0～5歳頃）	小・中・高等学校期（6～18歳頃）	若い世代（19～39歳頃）	働き盛り世代（40～64歳頃）	高齢期（65歳頃～）
食生活をめぐる特徴	<p>【妊婦】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠する前からの食生活が妊娠及び出産に影響を与える時期 妊娠中に必要以上の食事制限を行うことにより、子への影響が出る時期 <p>【乳幼児期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身ともに最も成長が著しく、妊娠中も含め、保護者からの影響を強く受ける時期 生理的機能が向上し、歩く等、運動量が多くなる時期 消化吸収機能は未熟であるが、味覚や咀嚼機能が発達する時期 ファストフード等の利用により栄養バランスが偏りやすくなる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 心身ともに成長が著しく、精神面では社会性が育まれ、運動機能が発達する時期 生活習慣が確立する時期 家庭や学校の影響を強く受ける時期 身体的には成人へ移行し、精神的には第二反抗期と言われるように不安定な時期 部活動や受験勉強等により生活のリズムが乱れがちになる時期 ファストフード等の利用により栄養バランスが偏りやすくなる時期 ダイエットや過度のやせ志向が始まる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 体力的には充実している一方、体力を過信し無理をしやすい時期 仕事等の多忙や単身生活等により、生活が不規則になり、食生活が乱れやすくなる時期 外食、中食の増加、ファストフード等の利用により栄養バランスが偏りやすくなる時期 飲酒が習慣化する時期 ダイエットや過度のやせ志向が見られる時期 妊娠する前の食生活が妊娠及び出産に影響を与える時期 歯の喪失要因となる歯周病が進行する時期 家庭で中心的な役割を担うため、子供に健全な食生活を身につけさせること等が必要になる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 身体機能が低下しはじめ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）が顕在化する時期 歯の喪失要因となる歯周病が進行する時期 家庭で中心的な役割を担うため、子供に健全な食生活を身につけさせること等が必要になる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 加齢により心身が老化し、多様な機能障害が発現するが、個人差が大きい時期 経済状況や家族構成等の社会生活環境が大きく変化し、社会との関わりが希薄化したり、一人暮らしの者の増加により、食生活や栄養バランスが偏りやすい時期 身体機能の低下、食欲不振や咀嚼力の低下等により、低栄養が起りやすい時期 嚥下機能の低下により、誤嚥性肺炎が起りやすい時期
食育のポイント	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠前、妊娠中、授乳中を通して、必要以上の食事制限をせず適正体重を維持し、栄養バランスに配慮した食生活を送る。 母乳栄養の理解を深める。 離乳期から素材の味に慣れさせ、生活習慣病を予防する食生活の基礎をつくる。 発達段階に合わせた、適切な離乳食を与える。 お腹がすくリズムをつくり、食事のとり方や、3食を食べる習慣を身につける。 歯みがきの習慣化やフッ化物⁴⁰塗布等により、う蝕を予防し、かむ力を身につける。 五感（視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚）を使って様々な食べ物に親しみ、食べたことがある食品の種類を増やす。 授乳、離乳を通して、母子の健康の維持と親子のスキンシップを大切にする。 共食（家族と一緒に食事）の場で、食事マナー等を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> 素材の味を生かしたうす味の料理に親しみ、生活習慣病を予防する食習慣を確立する。 3食をきちんととること、特に朝食の重要性を理解し、栄養バランスのとれた食習慣を確立し、継続する。 好き嫌いをせずよくかんで食べる習慣を身につける（噛ミング30運動⁴⁰）。 食後の歯みがき習慣を身につける。 望ましい食習慣と規則正しい生活習慣を確立する。 食べ物と健康の関係を理解し、1日に必要な食べ物の量と質を理解する。 自立に向け、バランスのとれた食を選ぶ力や作る力を身につける。 子供の孤食等に配慮し、家族団らんを通して、家庭での食育に取り組む。 体験学習等により食への関心を深め、生産に関わった人々への感謝の気持ちを養う。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防のために、バランスの良い食事をとることの重要性を理解し、特に朝食は毎日とるよう努める。 単身生活者や外食、中食を利用する人が、生活習慣病の予防又は改善のために、減塩や野菜摂取に配慮した食事をとるよう努める。 食生活と健康の関係を理解し、適正体重の維持など体調の自己管理に努める。 妊娠前の準備段階として食生活に気を配る。 食品の表示等を活用して食品を選び、適切な食習慣の実践に役立てる。 正しい歯科保健行動を実践し、自分の歯を保つよう努める。 孤食等を少なくし、家族で食卓を囲んでコミュニケーションを図る。 地域活動等に参加し、行事食や郷土料理等を地域や家庭等で継承する。 旬の食材や地場産物を選び、生き生きとした食生活を送る。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断の結果から、生活習慣や食生活を見直し、健康の維持や生活習慣病の予防に努める。 食品の表示等を活用して食品を選び、適切な食習慣の実践に役立てる。 正しい歯科保健行動を実践し、自分の歯を保つよう努める。 孤食等を少なくし、家族で食卓を囲んでコミュニケーションを図る。 家庭料理や行事食等の知識や技術を家族等に継承する。 地域活動等に参加し、行事食や郷土料理等を地域や家庭等で継承する。 旬の食材や地場産物を選び、生き生きとした食生活を送る。 	<ul style="list-style-type: none"> 減塩や野菜摂取など、生活習慣病の予防又は改善のための栄養バランスのとれた食事の必要性を理解し、実践する。 低栄養の予防に必要な栄養を確保する食事を、体調や身体機能などの個人差を考慮して選択する。 友人や地域組織等との交流を促進し、楽しい食生活を実践する。 安全に食事を楽しむための口腔機能の維持・向上を図る口腔ケアを実践する。 地域活動等に参加し、行事食や郷土料理等を地域や家庭等で継承する。
県民の取組	 <ul style="list-style-type: none"> 知る力 食育に関するイベント等に参加して、食に関する知識を増やしましょう。 選ぶ力 栄養成分表示や食事バランスガイド等を活用しましょう。 作る力 健康づくり事業（妊産婦教室や離乳食教室、親子の料理教室、生活習慣病予防教室等）等に参加し、家庭等で実践しましょう。 		 <ul style="list-style-type: none"> 楽しむ心 朝食や夕食を家族で食べる等、できるだけ家族や友人等と会話をしながら食べる楽しさを味わいましょう。 大切に作る心 行事食や郷土料理等を食生活に取り入れながら、食への感謝を深め食文化を継承しましょう。 感動する心 農林漁業体験活動に参加する等、自然の恵みを実感し、農林水産業への理解を深めましょう。 		
取組事例等	関係団体等の取組	<ul style="list-style-type: none"> 農業・漁業体験の機会の提供 妊婦・保護者向け栄養教室等の充実 保育所等における保護者向けセミナーの開催等 家庭への働きかけ 歯みがきの推進、フッ化物塗布等う蝕予防の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養教諭等との連携・支援 親子を対象とした教室（伝統料理や行事食、地場産物、親子クッキング等） 料理教室、コンテスト等の実施（朝食、地場産物、旬の食材等） 学校歯科医による適切な歯科保健指導 	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断等における健全な食生活の実践のための啓発 健康に配慮したメニュー、朝食摂取や野菜摂取につながるメニューの開発と提供 大学や職場の食堂等における食育情報の提供 健康教室・栄養教室の開催 簡単にできる朝食や野菜料理のレシピ作成・活用 食育の実践を支援する料理教室の開催（朝食メニュー、減塩、野菜摂取、地産地消、男性向け等） 歯科定期健診の推奨 歯の正しいケア方法等の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防（低栄養予防）のための食生活実践支援 口腔ケアの指導、実践支援
	県の取組	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等における「食育の計画」の実践支援 口腔及び全身状態が良好な幼児及び保護者の表彰、フッ化物塗布等う蝕予防の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域と連携した効果的な指導を推進するための体制整備 教科等における食に関する指導の充実 栄養教諭等の取組の充実 学校給食を活用した食育の推進 子供の食への理解を促進するための体験活動の充実 適切な歯科保健教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店、コンビニ、スーパーマーケット等における健康に配慮したメニュー、朝食摂取や野菜摂取につながるメニューの開発・販売の促進 栄養成分表示活用の普及啓発 1食当たり食塩2.6g以下でもおいしく食べられるメニューの開発と普及 大学や企業、食品関連事業者における食育の取組促進 歯科定期健診の推奨 歯の正しいケア方法等の啓発 若い世代に効果的な啓発の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> 口腔ケア実践の推奨
	<ul style="list-style-type: none"> 包括連携協定先に対する食に関する情報発信と連携した取組の実施、「健康で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進 給食施設が実施する食育の充実 バランスのとれた食事をきちんと3食食べることの重要性のアピール 「ひろしま食育の日」「食育ウィーク」「家庭で食育を考える日」（毎月19日）等のキャンペーン、食育に関する普及啓発、食育ネットワークの構築 				

第7章 計画の推進にあたって

1 市町との協働・連携

食育を推進するためには、住民に最も身近な存在である市町が、この計画を基本として地域の特性を活かして作成した「市町食育推進計画」に基づき、地域の多くの食育関係者と協働・連携しながら、主体的、計画的に取り組むことが重要です。

このため、市町と連携・協働し、この計画及び市町食育推進計画に基づく施策を推進します。

2 県民及び食育関係者等との協働・連携

食育推進運動を全県的に展開するため、県民をはじめ、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、民間関連団体等、ボランティア、県、市町などが協働・連携しながら、食育を推進します。

3 庁内関連部局との連携

関連部局相互の連携を図り、県庁一体となって、食育を推進します。

4 調査・分析の実施

計画に盛り込まれた施策、特に生活習慣病の予防及び改善に関する施策の推進にあたって、効果を正確に把握するため、県独自の調査・分析を実施します。

5 食育推進功労者の表彰

県では、平成19（2007）年度から毎年度、食育の推進に功労のあった個人や団体を表彰しており、令和5（2023）年度までに34人と24団体を表彰し、被表彰者はホームページで公表しました。引き続き表彰を実施し、これらの優良な活動事例をモデルとして食育推進活動の一層の促進を図ります。

6 推進体制の強化と計画の進行管理

計画に盛り込まれた食育推進のための施策を着実に推進するため、食育に関わる関係機関・団体や専門家である学識経験者、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、民間団体等で構成される「広島県食育推進会議」を、本県の食育推進の中核的組織として位置づけ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

「広島県食育推進会議」において、目標の達成状況や施策の進捗状況を把握し、その効果等を評価するとともに、その評価を踏まえて施策の見直しや改善を行います。

なお、市町の取組状況等についても把握するとともに、その状況を踏まえて、県全体で施策を推進するために必要な取組を検討及び実施します。

7 人材育成

食育推進の中心的役割を担う栄養士・管理栄養士、保育士、栄養教諭、学校栄養職員等、地域で活動する食育ボランティア団体に対して研修会等を開催し、最新の知識や技術を共有するとともに、あらゆる場面において食育の取組が継続して実施されるよう支援します。

8 計画の見直し

社会経済情勢の変化や計画に盛り込まれた施策の進捗状況等により、計画期間終了前であっても、必要に応じて、計画の見直しを行います。

資 料 編

用語解説

用語の後の（ ）は、本文中に最初に出てくるページです。

1 食塩摂取量 (P1)

ナトリウム摂取量(mg)から次の計算式により食塩摂取量を算出することができます。
食塩摂取量 (g) = ナトリウム摂取量 (mg) × 2.54 ÷ 1000

2 ライフステージ (P1)

人の一生を乳児期、幼児期、学齢期、若い世代、働き盛り世代、高齢期などと分けたそれぞれの段階です。

3 広島県健康増進計画「健康ひろしま21」(P2)

「健康増進法」に基づき、県民の生活習慣の改善や、行政、医療、保健、福祉、教育、産業など多分野の関係機関・団体が連携して行う社会環境の整備など、県民の健康増進の推進に関する施策についての基本的な方向性を定めた計画です。

4 広島県歯と口腔の健康づくり推進計画 (P2)

「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、歯科口腔保健の基本的な方向について定めた計画です。

5 地産地消 (P2)

県内農林水産物等を県内で消費することです。「生産振興」、「食の安全・安心」、「食育」、「環境」、「観光」などの分野においても、地産地消の推進を位置づけ、各分野の目標達成に向けて、その推進を図っています。

6 広島県地産地消促進計画 (P2)

「ひろしま地産地消推進県民条例」に基づき、①安全・安心な農林水産物の安定的な生産・供給、②県内農林水産物等の利活用の促進、③生産者、県民等の理解・協働の促進について定めた計画です。

7 広島県食品の安全に関する基本方針及び推進プラン (P2)

「広島県食品の安全に関する基本方針（平成15（2003）年3月策定）」に基づき、消費者、生産者、事業者及び行政が主体的に取り組むための共通の指針及び具体的な取組と数値目標を示したものです。令和3（2021）年3月に、「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」を策定しています。

8 ひろしま食育・健康づくり実行委員会 (P3)

広島県の食育・健康づくりを推進し、県民の健康で豊かな生活の実現に寄与することを目的に、平成19（2007）年に設立された団体です。

健康づくりに密接に関わっている団体等が連携・協働して健康づくりの機運を醸成す

るために平成 20 (2008) 年に設立された、「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」の食育分野を推進する実行組織としても位置づけられています。

9 ひろしま食育の日 (P3)

広島県食育基本条例において、県内の食育の推進に関する普及啓発を図ることを目的に定められました。毎年 10 月 19 日を「ひろしま食育の日」とし、当該日の属する週を「ひろしま食育ウィーク」としています。

10 二次保健医療圏域 (P3)

地域における基本的な保健医療体制の整備から、全県的な高度・専門医療の確保まで、それぞれに必要とされる機能の整備と医療資源の有効活用を図るために設定する「圏域」のことです。市町を単位とする「一次保健医療圏」、保健医療の基本的単位としての「二次保健医療圏」、全県を単位とする「三次保健医療圏」があり、「二次保健医療圏」は県内に 7 圏域が設定されています。

11 生活習慣病 (P3)

高血圧症や糖尿病、脂質異常症など肥満や塩分過剰摂取、喫煙、運動不足、過度の飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因となる病気です。

12 健康生活応援店 (P3)

広島県健康増進計画「健康ひろしま 21」の理念に賛同し、健康づくりの実践・支援等を行う店舗等として保健所等に認証申込みをし、認証を受けた店舗等です。(広島市、呉市、福山市を含みます。)

平成 28 (2016) 年度から、「健康生活応援店」のうち“塩分控えめ”に関する認証基準に該当する店舗を通称「塩分カットばせ！応援店」として募集し、認証を受けた店舗には通常のステッカーに加えて、広島東洋カープとコラボしたステッカーを交付しています。

13 ひろしま食育チャレンジカード (P3)

ひろしま食育・健康づくり実行委員会において、家庭における共食などの取組を実践し記録することにより食育を推進することを目的に、平成 25 (2013) ~27 (2015) 年度に作成し、小学生に配布したカードです。

14 けんこうチャレンジ (P3)

健康に関する 17 の目標から自分に合った目標を選択し、30 日間または 60 日間目標の取組を記録していきます。

この取組を通じて、生活習慣の見直しと健康づくり習慣の獲得を目指しています。

15 ひろしま県の味料理集 (P4)

ひろしま食育・健康づくり実行委員会において、地域の旬の食材を活かした郷土料理等を継承することを目的に、平成 21 (2009) 年度に作成した料理事例集です。

16 伝えよう ひろしまの味コンテスト (P4)

ひろしま食育・健康づくり実行委員会において、県民の食文化への関心を高め、継承活動に取り組む団体や県民を増やすことを目的に実施したコンテストです。郷土料理や伝統料理などの継承に取り組む団体等を募集・表彰し、応募のあった事例を啓発に活用しました。

17 うちの郷土料理 (P4)

各地域で選定された次世代に残すべき郷土料理やその歴史・レシピ、また、郷土料理を生んだ地域の背景等を紹介する農林水産省のサイトです。

47 都道府県の郷土料理を検索することができます。

18 広島県産応援登録制度 (P4)

県内農林水産物等を、バイヤーや飲食店のシェフなど食のプロが「味」、「育て方」、「ストーリー性」などの観点から審査し、合格した商品を広島県が登録し、販売先の拡大やPRなどを全力で応援していく制度です。

19 地産地消ファンクラブ (P4)

ひろしま地産地消推進協議会が運営するホームページ。県内農林水産物等の価値や、旬の野菜、直売施設のイベント等の地産地消に関する情報発信を行っています。

20 ベジフルチャレンジ (P4)

野菜摂取目標 350 g を目指して2週間のチャレンジを行い、食べた野菜料理の皿数を記録します。野菜摂取の習慣獲得を目指す取組です。

21 適正体重 (P4)

BMI (body mass index) が 18.5 以上 25 未満である体重をいいます。

$BMI = \text{体重 (kg)} \div (\text{身長 (m)})^2$ で計算します。

BMI 18.5 未満はやせ、BMI 25 以上は肥満とされています。

22 脂肪エネルギー比率 (P5)

脂肪から摂取するエネルギーの総摂取エネルギーに占める割合です。

23 内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) (P5)

内臓脂肪型肥満を共通の要因として、高血圧、脂質異常、高血糖のうち少なくとも2つ以上を合わせ持った状態です。糖尿病や循環器疾患などの生活習慣病を発症する可能性が高いと言われています。

24 食生活改善推進員 (P5)

自らの発意により、自主的に食生活の改善を中心とした健康づくりのための普及啓発活動を行うボランティアです。ヘルスマイトの愛称があります。

25 栄養成分表示 (P8)

消費者に販売される加工食品や、飲食店等で提供される食事（料理）に表示された、たんぱく質や脂質などの栄養成分の量やエネルギー量（熱量）のことで、自らの食を通じた健康づくりに栄養成分表示を上手に活用しましょう。

26 ソーシャルキャピタル (P8)

社会や地域コミュニティにおける人々の結びつきや信頼関係、そしてそれらを支える規範の重要性を説く概念のことです。

ソーシャルキャピタルが豊かであると市民活動への参加が活発化し、市民活動への参加が活発であると、ソーシャルキャピタルが蓄積されます。

ソーシャルキャピタルが豊かに蓄積されているほど、自発的な支え合いや、共同での問題解決が促されると考えられています。

27 低栄養 (P10)

健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態をいいます。一般に高齢になると、食事の量が減少したり、あっさりしたものを好んだりするようになるため、食事内容に偏りが生じやすくなり、このような食生活が長く続くと低栄養になるリスクが高まると言われています。

28 食品ロス (P10)

売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品をいいます。

29 健康経営 (P10)

健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す経営手法のことをいいます。

30 フレイル (P11)

フレイルとは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指し、高齢者の心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいいます。

31 通いの場 (P11)

通いの場とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいづくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。

体操等の活動に加え、栄養指導やお口の健康に関する指導も行われています。

32 口腔健康管理 (P11)

歯科医療専門職が行うもののうち、う蝕（いわゆる「むし歯」）処置や周術期における口腔の管理、口腔機能の維持向上に関する管理などを「口腔機能管理」、歯石除去や口腔内洗浄などを行うことを「口腔衛生管理」といいます。これに対し、日常ケアとして本人や家族、他職種が行う歯磨きや義歯の清掃などを「口腔ケア」といい、これらを総称した広い概念として「口腔健康管理」といいます。（日本歯科医師会の定義による）

33 中（なか）食（P11）

持ち帰り弁当、惣菜等そのまま食事として食べられる状態に調理されたものを家庭などに持ち帰って食べることです。

34 食の外部化（P16）

飲食店等で食事をする外食はもとより、本来、家の中で行われていた調理や食事を家の外部に依存することをあらわします。食品産業においても、このような消費傾向に合わせて、調理食品や惣菜、弁当などの「中食(なかしょく)」を提供するようになっていきます。

35 介護認定率（P18）

第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者の割合をいいます。

36 栄養教諭（P21）

子供が将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身につけさせることが必要となっています。栄養教諭は、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行い、学校の食育の推進において中核的な役割を担う教育職員のことをいいます。

37 ワークライフバランス（P22）

仕事と生活が調和している状態のことをいいます。

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）憲章（平成19（2007）年12月）では、「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指すべき社会の姿としています。

38 孤食や個食（P22）

孤食や個食などの「こ食」は、偏った食生活の問題を表す造語で、様々なこ食があります。一人で食べる「孤食」、家族一緒の食卓でも別々の料理を食べる「個食」以外にも、同じものばかり食べる「固食」、食べる量が少ない「小食」、粉を使ったパンやうどんなどの主食を好んで食べる「粉食」などがあります。

39 ひろしまネウボラ（P22）

「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイス」の場という意味で、子育て支援の中心となる場所のことです。

広島県で子育てをする全ての人が、地域とのつながりを感じ、「あたたかく見守られている」と心から実感できる社会を実現するため、県では妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する仕組みである「ひろしまネウボラ」の構築を進めています。

40 ピアエデュケーション (P24)

身近で信頼できる仲間や友達と正しい知識・スキル・行動を共有しあう啓発活動のことで「仲間教育」ともいいます。

41 広島県子どもの貧困対策計画 (P24)

本県では、令和元(2019)年に策定した「ひろしま子供の未来応援プラン」を、子供の貧困対策の推進に関する法律に基づく「広島県子どもの貧困対策計画」として位置付け、子供の貧困対策を総合的に推進しています。

42 食の循環 (P25)

食に関する営みが、農産物の栽培・収穫(生産)、加工、販売、購入(流通)、調理、食事、残渣処理、肥料づくり(堆肥の生産)、土づくり(堆肥を大地に還元する)に至る、一連の過程としてつながっていることを示す言葉です。

43 リスクコミュニケーション (P26)

食品の「リスク評価」及び「リスク管理」について、消費者、生産者、事業者、学識経験者及び行政機関が、相互に意見交換するなど、社会的合意形成の道筋を探るために行う双方向的コミュニケーションです。

44 食品表示ウォッチャー (P26)

食品表示の適正化を推進するため、県内の消費者団体に対し、日ごろの購買活動を通じて得た「食品の表示問題」に関連した情報の提供を依頼しています。

45 環境学習指導者 (P26)

学校、企業又は自治会等の地域団体が実施する環境学習を指導及び助言する専門講師のことです。

広島県環境保全アドバイザー、広島県地球温暖化防止活動推進員や環境省認定の環境カウンセラーなどが指導者として活躍しています。

46 ひろしま環境の日 (P26)

地球温暖化防止のため、県民一人一人のエコ意識の高揚を図り、実践行動を促すことを目的として、平成22(2010)年6月から毎月第一土曜日を「ひろしま環境の日」として定め、「エコドライブ・エコ通勤」、「エコな買い物」、「省エネ生活」などを呼びかけています。

また、「エコな買い物」の具体的取組として、「地産地消」を推進しています。

47 日本型食生活 (P27)

主食であるごはんを中心に、魚、肉、野菜、海藻等の多様な副食等を組み合わせた栄養バランスに優れた食生活です。

48 包括連携協定 (P29)

地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性

化を図るため、県と民間企業の緊密な相互連携と協働による活動を推進するために締結される協定です。

連携事項は企業によって異なりますが、健康増進・食育に関する事項を挙げている企業も多く見られます。

49 フッ化物 (P32)

フッ素を含む化合物のことです。フッ化物を利用したう蝕予防の方法には、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤などがあります。

50 嚙ミング 30 運動 (P32)

十分に咀嚼して味わいながら食べることにより、健全な食生活の実践を図ることを目的として、一口当たり 30 回以上かんで食べる生活習慣の定着を目指す運動です。

参考資料

第4次広島県食育推進計画の作成体制

広島県食育推進会議

- 設置日：平成19年4月1日
- 構成：学識経験者、健康増進代表、教育・保育・青少年育成代表、農林漁業者等代表、食品関連事業者代表等 20人
- 内容：第4次広島県食育推進計画の作成

第4次広島県食育推進計画の作成経緯

年月日	検討事項
令和5年3月6日（月）	令和4年度第2回広島県食育推進会議 ・ 第4次広島県食育推進計画のイメージ案について
令和5年10月13日（金）	令和5年度第1回広島県食育推進会議 ・ 第4次広島県食育推進計画の骨子案について
令和5年12月19日（火）	令和5年度第2回広島県食育推進会議 ・ 第4次広島県食育推進計画素案について
令和6年3月25日（月）	令和5年度第3回広島県食育推進会議 ・ 第4次広島県食育推進計画（案）について

広島県食育推進会議委員名簿

区分	団体名	職名	氏名	備考
学識経験者	県立広島大学地域創生学部	教授	森脇 弘子	会長
	広島県議会	議員	灰岡 香奈	
		(前 議員)	(下西 幸雄)	
健康増進代表	一般社団法人広島県医師会	常任理事	魚谷 啓	副会長
	一般社団法人広島県歯科医師会	理事	瀬川 和司	
	公益社団法人広島県栄養士会	副会長	元廣 優子	
	広島県食生活改善推進員協議会	副会長	源田 美幸	
教育・保育・ 青少年育成 代表	広島県PTA連合会	副会長	立石 稔	
		(前 副会長)	(永福 まどか)	
	広島県保育連盟連合会	子どもと食事研究会委員長	佐藤 里佳	
		(前 委員長)	(金谷 めぐみ)	
	公益財団法人広島県私立幼稚園連盟	理事	手塚由美子	
	公立学校代表	東広島市立小谷小学校長	山田 隆	
公益社団法人青少年育成広島県民会議	常務理事	宇佐川 秀輝		
農林漁業者等 代表	広島県農業協同組合中央会	理事総務企画部長	畑山 浩司	
		(前 常務理事)	(久保井 晃浩)	
	広島県酪農業協同組合	代表理事専務	西中 晃	
広島県漁業協同組合連合会	広島県漁業協会理事 広島県漁協女性部連合会会長	岡島 悦子		
消費者代表	広島県消費者団体連絡協議会	広島県生活協同組合連合会 理事	岩永 昌子	
食品関連 事業者代表	一般社団法人広島県食品衛生協会	副会長	若林 昭文	
	広島県スーパーマーケット協会	協会理事企業 株式会社フレスタ 営業統括本部	迫本 祥渚	
			(山城 浩壮)	
一般社団法人広島県食品工業協会	理事	山本 千曲		
市町代表	広島県市長会	竹原市長	今榮 敏彦	
	広島県町村会	安芸太田町長	橋本 博明	

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第二十条）

第三章 広島県食育推進会議（第二十一条—第二十五条）

附則

「食」は、生命の源であり、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものである。

近年、「食」を取り巻く環境は大きく変化している。本県の食料自給率は全国平均を大きく下回っているものの、全国で初めて農林水産物のトレーサビリティシステムによる認証制度を創設するなど、県民の食に対する安心と信頼の確保に努めてきた。

一方、県民の多様なライフスタイルの選択等に起因して、「食」の大切さに対する意識、特に、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、また、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての感謝の念が希薄になり、健全な食生活が失われつつあるなど、危機的状況を迎えていると言っても過言ではない。

今こそ、知育、徳育及び体育の基礎であり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

すべての県民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと豊かに暮らすためには、家庭、学校、保育所、農林漁業者、食品関連事業者、消費者団体、行政機関等食育に関わる人々が、食育に関する相互の理解を深め、それぞれの立場から食育の推進に努めることが不可欠である。

このような認識に基づき、食育に関する基本理念を共有し、県、事業者及び市町並びに県民の協働と連携により、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食育に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等の役割を明らかにするとともに、食育の推進のための施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で豊かな生活の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「教育関係者等」とは、教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する団体をいう。

2 この条例において「農林漁業者等」とは、農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業（以下「農林漁業」という。）を営む者及び農林漁業に関する団体をいう。

3 この条例において「食品関連事業者等」とは、食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供（以下「食品関連事業」という。）を行う事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。

（基本理念）

第三条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、県民の心身の健康増進と豊かな人間形成に資するよう推進されなければならない。

2 食育を推進するための活動は、県民、民間団体及び事業者の自発的意思を尊重し、県民その他の地域を構成する多様な主体の協働及び連携により展開されなければならない。

3 食育は、地域の伝統的な食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産及び消費等に配慮し、生産者と消費者との交流の促進、農林水産物の生産された地域内での利用及び消費の促進を図るとともに、食品の安全性などの食に関する幅広い情報の提供による適切な食生活の実践に資するよう推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、食育の推進において、家庭が重要な役割を担っていることを認識した上で、食に関する知識を深めるとともに、生活のあらゆる分野において、生涯にわたり健全な食生活の実現を図るよう努めるものとする。

(教育関係者等の役割)

第六条 教育関係者等は、食育における教育の重要性を認識した上で、あらゆる機会及び場所を利用して、積極的に食育の推進を図るよう努めるものとする。

(農林漁業者等の役割)

第七条 農林漁業者等は、食育における食料生産の重要性を認識した上で、安全な食料の供給を行うとともに、農林漁業に関する多様な体験機会の提供を通じ、自然の恩恵及び食に関わる人々の活動に対する県民の理解が深まるよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の役割)

第八条 食品関連事業者等は、食品の安全性の確保が健全な食生活の基盤であることを認識した上で、安全な食品を提供し、食に関する情報を提供するとともに、積極的に食育の推進に努めるものとする。

(市町との連携)

第九条 県は、地域における個性を生かした食育に関する施策を推進するため、市町が食育推進計画（食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十八条第一項に規定する計画をいう。）を作成するに当たって必要な助言を行うとともに、市町との連携を図るものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、食育の推進のために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(広島県食育推進計画)

第十一条 広島県食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、食育基本法第十七条第一項の規定に基づき、広島県食育推進計画（以下「推進計画」という。）を作成するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために

必要な事項

(家庭、職場及び地域社会における食育の推進)

第十二条 県は、家庭における健全な食習慣の確立がなされるよう、食育の推進を図るために必要な施策を講じるものとする。

2 県は、職場及び地域社会における食生活の改善を推進し、県民の健康を増進するため、専門的知識を有する者の活用等必要な施策を講じるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第十三条 県は、子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、学校、保育所等における教育活動、保育等の一環として行われる農場等での実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等の様々な体験活動等を通じて、食料の生産、食品の安全性、食の大切さ等についての理解を促進し、食と健康に関する知識を生活に生かす実践力を育てるよう必要な施策を講じるものとする。

(地域における食生活改善のための取組の推進)

第十四条 県は、健康的で豊かな食生活を営む上で必要な知識及び経験を地域において普及させるため、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアの育成に努めるものとする。

2 県は、前項に定めるボランティアが行う活動を支援するとともに、当該ボランティアの連携した活動が推進されるよう努めるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進等)

第十五条 県は、食品関連事業者等による情報の提供、消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が行う食育の推進に関する活動、生産者と消費者の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進など、食に対する県民の理解と関心の増進を図るものとする。

2 県は、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用の促進等により、県内で生産された農林水産物が県内において積極的に消費されるよう努めるものとする。

(食文化の継承のための取組の促進)

第十六条 県は、地域の特色ある伝統的な食文化の継承を推進する取組を促進するよう努めるものとする。

(食の安全性、食育に関する情報提供及び普及啓発)

第十七条 県は、食の安全及び安心に関する情報並びに食育に係る活動に関する情報を、迅速かつ的確に提供するとともに、食育の推進に関する普及啓発に努めるものとする。

(食育推進運動の展開)

第十八条 県は、県民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等、民間団体等が行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互の緊密な連携により展開されるとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう努めるものとする。

(ひろしま食育の日及びひろしま食育ウィーク)

第十九条 県内の食育の推進に関する普及啓発を図るため、十月十九日をひろしま食育の日とし、当該日の属する週をひろしま食育ウィークとする。

(顕彰)

第二十条 県は、食育の推進に関する活動の一層の促進を図るため、食育の推進に功労のあった者の顕彰に努めるものとする。

第三章 広島県食育推進会議

(広島県食育推進会議)

第二十一条 食育基本法第三十二条第一項の規定に基づき、推進計画の作成及びその実施の推進のため、広島県食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を設置する。

(組織等)

第二十二条 食育推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、食育に関して知識と経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第二十三条 食育推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、食育推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十四条 食育推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 食育推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 食育推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第二十五条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第4次広島県食育推進計画

令和6（2024）年 3月発行

広島県健康福祉局健康づくり推進課

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

TEL 082-228-2111（代表）

FAX 082-223-3573